

禁煙、分煙活動を推進する神奈川県議会

1) 名称

本会を禁煙、分煙活動を推進する神奈川県議会と称する。

(設立 平成11年11月5日)

2) 目的

本会は神奈川県における禁煙活動、分煙活動を指導、推進する事により狭心症、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、脳血管疾患、肺がん、喉頭がん、口腔がん、咽頭がん、食道がん、胃がんなどの多くのがん、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫や慢性気管支炎）や喘息などの呼吸器疾患、胃・十二指腸潰瘍、歯周病などを含めた「たばこ関連疾患」の発症を予防し、会員相互の知識の向上をはかる事を目的とする。

3) 活動

本会は前項の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 禁煙、分煙活動に対し、啓発及び支援を行う。
- (2) 禁煙セミナーを開催する。
- (3) 会員相互の啓発活動として研究会、勉強会を開催する。
- (4) 健康増進法第25条に基づく受動喫煙防止対策を適切に実施するため、必要に応じて公的な関係機関・団体等へ提言を行う。
- (5) 本会の目的を達成するためにその他の活動を行う。

4) 会員

本会の会員は、禁煙、受動喫煙防止活動に関心を持ち、かつ本会の主旨に賛同するもので構成する。

(1) 正会員

本会の主旨に賛同する個人、および組織の代表者を正会員とする。

(2) 学生会員

本会の主旨に賛同する大学、短期大学、専門学校の学生等を学生会員とする。

(3) 賛助会員

本会の主旨に賛同する団体を賛助会員とする。

5) 入退会

(1) 入会を希望するものは本会事務局に申し込むものとする。

(2) 退会を希望するものは本会事務局に申し込むものとする。

(3) 会費を5年以上納入しないときは退会したものとする。

(4) 会員が本会の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたときは、理事会の議決に基づき退会させることができる。

6) 総会

総会は会員で構成し、年1回開催する。

7) 決議事項

総会はこの規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 活動報告

(2) 決算

(3) 活動計画

(4) 予算案

(5) その他、理事会で必要と認めた事項

8) 役員

(1) 本会には次の役員をおく。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

会長	1名
副会長	3名
理事	40名程度
会計	1名
監事	2名

(2) 役員は理事会において選出し、総会の承認を得る。

(3) 会長は理事会において互選され、会務を統括する。

副会長は会長の指名により互選され、会長を補佐する。

(4) 会計ならびに監事は理事会において互選する。

9) 運営

(1) 会長は総会および理事会を招集し、その議長となる。

(2) 本会の運営は、理事会によってこれを行う。

10) 会計

本会の運営は、正会員（2千円／年間）、学生会員（無料）、賛助会員（1万円／年間）、寄付金、その他の収入をもって運営費にあてる。

(1) 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日とする。

11) 事務局

本会の事務局を 公益財団法人 神奈川県予防医学協会におく。

住所：横浜市中区日本大通 58

1 2) メーリングリスト

- (1) 本会にメーリングリストを設置し、インターネットによる本会会員相互の情報交換ならびに意見交換の場とする。
- (2) 運営・管理は、担当理事によってこれにあたる。

1 3) 付則

- (1) 本会の運営規則は理事会の決議によって変更する事が出来る。
- (2) 本規則は、平成11年11月5日より施行する。
- (3) 本規則は、平成13年11月22日より施行する。平成11年11月5日に設定した会則は同日をもって廃止する。
- (4) 本規則は、平成16年1月15日より施行する。平成13年11月22日に設定した会則は同日をもって廃止する。
- (5) 本規則は、平成25年9月26日より施行する。平成16年1月15日に設定した会則は同日をもって廃止する。
- (6) 本規則は、平成26年4月23日より施行する。平成25年9月26日に設定した会則は同日をもって廃止する。
- (7) 本規則は、平成27年6月6日より施行する。平成26年4月23日に設定した会則は同日をもって廃止する。